



香取市公告第103号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権 保存又は移転 の登記に関する申請を相当と認め、同条第2項の規定により公告する。

令和5年11月14日

香取市長 伊藤友則



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	田宿区
区 域	香取市佐原イ 1864 番地からイ 1883 番地、イ 1894 番地からイ 1920 番地及びイ 1920 番地からイ 1928 番地とする。
主たる事務所	香取市佐原イ 1883 番地 10

2 申請不動産に関する事項（土地）

地 目	宅地
面 積	102.57㎡
所 在 地	香取市佐原イ 1923 番 4

地 目	宅地
面 積	82.64㎡
所 在 地	香取市佐原イ 1921 番 10

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項
別紙のとおり

3 申請事項に関し異議申出ができる者

当該申請不動産の所有権の登記名義人若しくはその相続人又は当該申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の期間

令和5年11月16日から令和6年 2月17日まで

5 異議申出の方法

「申請不動産の登記移転等に係る異議申出書」及び当該申請書に記載する不動産の関係書類を添付して香取市役所市民協働課に提出すること。

（異議申出書様式は、香取市ウェブサイトより様式ファイルをダウンロードしていただく方法と、香取市役所市民協働課窓口でお受け取りいただく方法があります。）

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・土地

番 号	地 目	面 積	所 在 地
1	宅 地	102.57 m ²	香取市佐原イ1923番4

・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

番 号	住 所	氏 名	備 考
1	香取市佐原イ1920番地	住母家 周助	持分6分の1
2	香取市佐原イ1920番地	角田 仙助	持分6分の1
3	香取市佐原イ1923番地	宮田 作次郎	持分6分の1
4	香取市佐原イ1928番地	梶取 信治	持分6分の1
5	香取市佐原イ1895番地	伊能 甚伍	持分6分の1
6	香取市佐原イ1897番地	市川 武	持分6分の1

番 号	地 目	面 積	所 在 地
2	宅 地	82.64 m ²	香取市佐原イ1921番10

・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

番 号	住 所	氏 名	備 考
1	香取市佐原イ1927番地	梶取 信治	持分5分の1
2	香取市佐原イ1923番地	宮田 作次郎	持分5分の1
3	香取市佐原イ192番地	角田 仙助	持分5分の1
4	香取市佐原イ1897番地	市川 武	持分5分の1
5	香取市佐原イ1895番地	伊能 甚伍	持分5分の1